

# 定額減税補足給付金（不足額給付金）の申請について

令和6年中に支給した補足給付金の算定に際し、令和5年分の所得等を基とした推計額（令和6年分推計所得額）を用いて算出したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給します。

**支給対象者は令和7年1月1日現在、豊頃町に住所があり《支給対象者1》または《支給対象者2》のどちらかの要件を満たす方です。**

## 支給対象者 1

令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と当初補足給付額との差額で不足額が生じる方

支給額＝ア（令和7年の所要額）からイ（補足給付金）を差し引いた額

ア 令和7年の所要額  
令和6年分所得税分の控除不足額  
＋ 令和6年度分住民税所得割分の控除不足額  
＝控除不足額 ※1万円単位に切り上げ

イ 補足給付金  
令和6年度に給付した当初補足給付額

## 支給対象者 2

次の要件をすべて満たす方

- 本人が定額減税対象外（令和6年分所得税及び令和6年度分住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ）
- 税制度上、「扶養親族」に該当しない。または扶養親族としても定額減税対象外（専従者や所得額48万円以上の方）
- 低所得世帯向け給付（令和5年度非課税世帯等などへの給付金・令和6年度新たな非課税世帯等などへの給付金）の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない。

支給額  
原則4万円（令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円）

問合せ先  
役場住民課住民税係 ☎574・2213

## 申請・支給方法

1. 8月中旬に、対象者と込まれる方宛てに給付内容などが記載された「確認書」を発送します。
  2. 必要事項を記入し、本人確認書類と口座確認書類のコピー（写し）を添付して返送してください。
  3. 指定の口座に給付金が振り込まれます。
- ※確認書を受理した日から4週間程度で指定の口座に振り込まれます。
- 書類に不備がある場合などは、さらに日数がかかることがあります。ご了承ください。

**申請期限**  
**令和7年9月12日（金）まで**  
**（消印有効）**

## 給付金を装った詐欺等にご注意ください

給付金については、申請内容に不明な点がある場合など町の職員からお問い合わせを行うことはありますが、都道府県・市区町村や外部の委託業者などが給付金について、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きしたり、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行の口座情報などを伝えたりしないでください。また、SMSやメールが送られてきた場合は、個人情報を入力せず、速やかに削除してください。

# 消費税および地方消費税（個人事業者）の中間申告と納付

**消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは？**

個人事業者の方で、令和6年分の確定消費税額（地方消費税は含みません。）<sup>①</sup>が48万円を超える方は、消費税および地方消費税の中間申告と納付が必要です。  
**②令和6年分の確定消費税額とは、令和6年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、修正申告もしくは、期限後申告を行った場合、または更正もしくは決定が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。**



## 中間申告の方法と納付

「前年実績による中間申告」または「仮決算に基づく中間申告」のいずれかで納付することができます。

| 令和5年分の確定消費税額（※）     | 中間申告・納付の回数 | 中間納付税額                                  | 申告・納付期限                                                                                                                                                                          |
|---------------------|------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 48万円超<br>400万円以下    | 年1回        | 令和6年分の確定消費税額の12分の6の消費税額とその78分の22の地方消費税額 | 令和7年9月1日（月）<br>（振替納税利用の場合の振替日）<br>令和7年9月29日（月）                                                                                                                                   |
| 400万円超<br>4,800万円以下 | 年3回        | 令和6年分の確定消費税額の12分の3の消費税額とその78分の22の地方消費税額 | 詳しくは、国税庁ホームページの「中間申告分の納期限および振替日について」<br>（ <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200038/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200038/01.htm</a> ）をご確認ください。 |
| 4,800万円超            | 年11回       | 令和6年分の確定消費税額の12分の1の消費税額とその78分の22の地方消費税額 |                                                                                                                                                                                  |

（※）「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書⑨欄の差引税額）をいいます。

## 1 前年実績による中間申告

## 2 仮決算に基づく中間申告

当期の業績が悪化しているような場合などには、「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を1課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額および地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算により税額がマイナスとなった場合でも、還付を受けることはできません（マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。）また、仮決算による中間申告書は、提出期限（申告期限）を過ぎて提出することはできません。

中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合でも、「1前年実績による中間申告」の消費税額及び地方消費税額が納付すべき税額として確定します。上記納付期限までに納税する必要があります。

消費税及び地方消費税の中間申告には、「e・Tax（国税電子申告・納税システム）」をご利用いただけます。詳しくは、e・Taxホームページ（<https://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

問合せ先  
十勝池田税務署 ☎572・2172  
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税には、振替納税が便利です。

スマホ等から届出が可能です。一度届出を行えば、翌年以降も振替日に自動で口座から引落としとなります。詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24100020.htm>）をご覧ください。

## 任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額が48万円以下の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができます。詳しくは、国税庁ホームページの「任意の中間申告制度」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6611.htm>）をご覧ください。

※「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6か月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

